

## 保険業法制定以後の類似保険について

### — 明治期における類似保険の実態 (4-1) —

“Pseudo Insurance Companies” after the Enforcement of Insurance Law, 1900

田村 祐一郎\*

Yuichiro Tamura

明治10年代半ば、そして20年代後半から30年代初めまで猖獗を極めた類似保険は、明治33年の保険業法の制定後も消えることなく叢生し続けた。規制当局と地方裁判所は見つける端から取り潰しを図ったが、あたかももぐら叩きの如く別の土地へ新たな会社が登場した。こうして昭和戦前を通じて類似保険は日本の保険業を悩ませ続けた。

キーワード：類似保険 保険業法 保険監督 裁判所

#### I. 序論

いわゆる無認可共済が俄かに出現した新規の施設であるかのように受け取る向きがあった。果してそうか。というのも、かつて「類似保険」と呼ばれたよく似た問題があったからである。明治の保険導入前後に無数の類似保険が発生して以来、戦前の保険業界は一貫して類似保険に悩まされてきた。明治33年保険業法制定の結果、株式会社と相互会社のみが正統な会社形態として認められる一方、当時流行していた合資会社は保険業から追放された。そのためか保険業法の制定と類似保険の消滅の間に因果関係があるかのように指摘するものがある。これは誤解である。

第一に、保険業法は類似保険を追放する有力な武器にならなかった。第二に、昭和戦前まで当局は「公安を害する」との理由で類似保険を見つけしだい潰したが、直ぐにまた現れるというもぐら叩きの状態を続けた。さらに戦前には現在の市有物件共済の前身や工場共済会が発生したが、これらもひとし並みに「類似保険」と呼ばれ、そのように扱われた。

戦後は農協共済など大型の組合保険が現われた。これらは保険業法に規定する「保険」事業でないとの意味で「共済」と呼ばれたが、保険業界はあたかも「類似保険」であるかのように扱った<sup>1)</sup>。しかし、存在の根拠の正当性や保障力からみて、これらを戦前の類似保険と同一視することはできない。多くの公営保険計画も現れた。近年は無認可共済が叢生し、保険業界が問題視し、遂に規制の網が掛けられた。

---

\*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

一方には、保険業法がお墨付けを与えた正統派保険業が存在し、他方には、法的根拠の有無に拘らず保険業法の埒外にあるとの意味でアウトサイダーとして位置付けられる「保険類似業」が併存すると捉えられてきた。その捉え方でよいのかどうか。

類似保険ブームの第一波は明治 14,5 年に東京を中心に起り、その中に『共済五百名社』が含まれた。第一波については少なからぬ資料と研究が残され、改めて追加し得る材料や視点は殆んどない。二次文献のみによってこの時期を書くという離れ業は筆者にはできない。

明治 20 年代半ばから 30 年代前半にかけて類似保険ブームの第二波が起きた。第二波は前半と後半に分かれた。前半は明治 26 年から 29 年まで、九州・四国・中国など西日本を中心とした。各種公刊史料によれば、この 4 年間に 16 府県で延べ 122 の社名を確認することができる。後半は明治 32 年から 33 年にかけて宮城県を中心に東日本一帯で流行した。

実は、公刊史料からは会社名と設立地、営業種目、設立や解散に関する日付など断片的な情報が得られるだけで、会社数さえ判然としない。明治 27 年に高知県で解散を命じられた合資会社 13 社は創立年さえ不明である。明治 32 年『河北新報』[32.10.4] は、原始共済の嚴重取締励行中と伝えた後に「其实例は山形県に在りて同県下は一時大流行を極めたれど其筋にては悉く解散を命じた」と記したが、筆者の参照したかぎりではどの史料にも山形県の名はでてこない。該当期間の『山形自由新報』が残っていないため手掛かりもない。この間に記録に残らない会社が数多くあったに違なく、実情の判明しない県もあったと推測される。

それ故、該当期間中に存在した類似保険の数は不明である。明治 32 年『河北新報』[32.7.2] は、「保険営業会社の勃興するもの日に月に増加し已に其数四千に垂んとせる」と伝えたが、その多くは類似保険であった。矢野恒太は明治 33 年末に「今日迄日本に千以上も出来たでしょう」と語ったが[新愛知 33.11.18]、大多数は歴史の闇に消えた。明治 28 年 10 月 22 日に松江地方裁判所は出雲国と石州安濃郡に存在した 108 個の合資会社に対し「公安に害あるもの」として、また同地裁浜田支庁は管内の 34 社に対し解散を命じた[山陰M28.10.23]。島根県下で登記された「流行合資会社」は 159 社あったが、うち 143 社が解散させられ「差引 16 ヶ所は未だ解散の命を受けず右は目下検事より申立中なりと伝う」[山陰M28.10.24]。これらのうち粟津等の資料により名前の判明するのは 66 社であるが、筆者の調査では 300 を超える。全国的規模でみてどの程度のブームであったかは不明である。

以下は保険業法制定後から昭和 10 (1935) 年までの状況をまとめた。類似保険が決して消滅しなかったこと、および保険業法が無効であったことを明らかにしたい。明治、大正、昭和と三代にわたるが、年数としては 36 年である。実態のごく一端を示すにすぎないが、従来、研究皆無の領域であり、暫定稿として意味をもつであろう。

なお、引用した新聞雑誌は本文中 [ ] 内に記載した。『保険時報』は『保険銀行時報』に改名されたから「時報」として引用した。年号はそれぞれ M、T、S で表示した。社名の後にある(資)

は合資会社、(名)は合名会社、(株)は株式会社をさす。傍点は断らない限りすべて引用者による。引用文中の〔 〕は引用者が補ったものである。

## Ⅱ. 保険業法より明治末まで

保険業法制定寸前の東京で「疑似生命保険会社濫興の兆」があった。それらは何と「相互会社」を詐称した〔時報M33.3.15〕。しかし、明治33(1900)年7月の保険業法制定後も類似保険は廃れなかった。

明治34年3月に栃木県小出町の『神徳生命保険(資)』、福岡市の『有信生命保険』、そして島根県濱田町『仏教簡易生命保険(資)』が解散した。「保険業法実施の結果として各地方裁判所検事が夫々此等の会社に干渉」したから、保険業法制定の動きを受けての措置であった。この記事は次のように述べる〔時報M34.3.15〕。

「此等は何れも類似保険として保険業法の規定なる条項を遵守する能はざるものなり而かも彼等が愚夫愚婦を欺き幾多の不正を働きたるものなり其結果生命保険の信用を妨げたるもの又た算ふべからず彼等が其営業の門戸を閉鎖するは保険業界に於ける一大慶事なり」。

明治34年愛媛県の『南予生命保険』〔読売M34.6.29〕、鹿児島県『愛国人事保険(資)』、島根県『山陰相互保険周旋(資)』が解散した〔読売M34.7.3〕。これらの各社を「比較的有望と目せられた」と評した『本邦生命保険業史』は、「保険業法実施以後は偶然にも財界収縮時代に当たったので、生命保険会社の整理は予想外に進捗し、優良会社は益々優良となり、不良会社は概ね没落の運命に会した」こと、そして「類似保険には特に主務省が秋霜烈日の慨を以て臨んだ為、33年末から翌年春にかけて解散するもの多く」あったと述べている<sup>2)</sup>。

保険業法が当年実施され、大阪府の類似保険会社は近々営業停止になる見込みであった〔時報M33.7.15〕。『帝国救済共興(資)』『帝国給資神山(資)』『国民共済(資)』『明治共済(資)』『大阪生命病災(資)』『日本共愛(資)』。これには続報がある。大阪府下の合資組織の保険会社8社のうち既に解散を告げたもの1社、「解散に至らずとも有名無実にして殆ど解散に類せるもの2,3社あり」、残りは警察部保安課で調査中。「何れにもせよ相当処分は免れざる所なるべし」と〔時報M33.11.25〕。

しかし、類似保険の一掃は難しかった。明治35年『保険銀行時報』は「植田薫葉・類似保険を撲滅せよ」なる長文の論説を掲載した。「我が保険界に於ける類似保険は、恰も稲田の雑草」に準えられ、「近時新聞紙上に又余輩の下に来る書信に、類似保険勃興の事を報ずるもの、漸く多し」と報告し、「過去に於ける類似保険が、如何に社会に害毒を流したるよ、少しく帝都を去〔り〕て、往時類似保険の盛に行われたる、地方に至りて其惨状を視察せよ、其災害の激甚なる、大火の悲惨に劣らざるなり、震災の禍害に劣らざるなり、海嘯の災厄に劣らざるなり、而して此等罹災の国民は、今日に於ても尚保険の最も恐るべく、最も悪むべき事業の如く思惟し、全く生命保険に

向て、其門戸を閉鎖せり」とその害毒を糾弾し、「類似保険は決して保険思想普及の媒介者に非らず、大害者なり、大賊者なり、余輩は其根本的に我保険界より放逐せん事を望む、余輩は最も熱心に監督官庁に切望す、彼を撲滅せよ、彼を撲滅せよ」と農商務省を叱咤した [時報M35.7.15]。同誌は、明治 36 年にも「類似保険会社の撲滅を論ず」という長文の論説を掲載している [時報M36.9.9]。

香川県には『東讀生命保険（資）』という著名な会社があったが、明治 35 年に「其名の如く倒産」した [時報M36.8.23]<sup>3)</sup>。

明治 36 年農商務省は「大審院と意見調整の上、類似保険一掃の方針」を打ち出した [中外商業M36.5.6]。明治 37 年、「富山県下の如き是等類似保険事業の跳梁を極むること多き者の一にして殊に同県下新川郡は最も多数を占め良民の被害二三にして足らざる」ところ、4 社に解散命令が下された。有力会社は泊町『共同救済会社出張所』、三日市『愛国共益会社出張所』等であった [時報M37.9.17]。同じく明治 37 年「類似保険業を営むものの最も多きは長野県下」として長野県南安曇郡明盛村『国民協会結婚』、同郡温村『衛生共救』の 2 社に解散が命じられ、「孰れも科料 100 円に処せられ」た [時報M38.3.28]。

この年、新潟や長野の「死ね死ね講」という類似会社が報じられた [時事新報M37.3.26]。まず、流行の状況。

「新潟長野を始め全国各地に従来一種の生命保険業を営む者ありて一時は頗る盛んに行はれたるが近来主務官庁は勿論地方庁に於ても漸く其弊を認め次第に之を取締りたる結果稍其数を減じたるも猶頗る猖獗にして東京府下に於ても十余の会社あるが如し」。

続いて、その方法が描かれ、暴利を博するための組織であることが指摘される。

「其方法は株式又は組合組織を以て五百人又は千人を一つの団体と為し団体員の内一人死亡する毎に 10 銭又は 15 銭等一定の金額を団体員全部より徴収し其集まりたる金額の 3 分の 2 を死亡者の家族に與え残り 3 分の 1 を会社の利益となすものにして一見相互保険の体を具へ之を利用すれば甚だしき弊害なきのみか却て下級細民の救護団体として相応の利益あり現に新潟県に於ても中には完全なる組織を為して正当に細民相互救助の功を奏しつつあるものもあれども彼等の殆ど統ては愚民の無知を利用して其間に一種の暴利を貪るものに過ぎず」

いよいよ実態が暴かれる。といっても、鳥根県で流行した「婆々講」と同じであるが。

「彼等にして若し一定の健康者を得たる後巧みに他の半死の病者と結託せんか健康者常に多額の掛金を払込み会社と死亡者と独り利益を得る始末となり現に新潟県にて某町の 80 余歳の老人衰弱病に罹るや 81 の会社より組合に加入せんことを申込み来り其老人は之を承諾して団体員となりたりといふ其結果一人の死亡に由りて 81 社の健康者は総て損失を蒙れる訳なり人の死亡を目的として利益を得るものなれば通俗に之を『死ね死ね講』という而して是等の加入者又は代理店中には随分地方にて有力なる資産家等もありて知らず識らず愚民を惑はし或いは之

を衆議院の選挙に利用する等弊害百出し独り非常の損失を蒙る者は愚昧なる細みな [り]

遂に主務官庁が新潟県に出張して調査に乗り出した。しかし、「中には善意を以て其営業を為すものがあり、またこれらが生命保険かどうか商法の解釈に問題があり、地方官庁に判断を委ねることにした。判明するのは以上のみであるが、ここでは取締当局の判断にぶれが見られたようである。「善意を以て」営業するものもいたというから、まるで悪意のみの存在とは限られなかったかのようなのである。

明治42年5月に保険課技師伊藤某が各地方へ問い合わせたところ、類似保険はないとの報告が多く、方針も未決と語った [時報M42.5.6]。しかし、同年6月東京の火災保険類似会社である『東京火災相互共済会』、『東京建物火災共済会』、『東京浴場相互火災共済会』に解散が「厳命」された [時報M42.6.20]。同年7月、三浦農商務書記官が類似問題協議のため「弊害甚だしき千葉県に出発」した [読売M42.7.11]。ここには「全国類似保険営業者中の第一に位した『房総博愛(株)』があったが、「近日単に解散を命ぜらるるのみならず或は詐欺取財を以て検挙せらるるに至るならんと云う」 [時報M42.7.20]。

明治44年2月には横浜の『横浜博愛会』と『共済信託組合』の2社が「保険業法に違反する」として「解散の内諭」が発せられた [時報M44.2.20]。一方、同年3月類似保険が殆ど一掃されたと伝えられた [時報M44.3.6]。

「其筋にては、保険業の穩健なる発達を計らんがため、或物を目的として掛金若くは集金をなす所謂保険類似業の取締を嚴重にし、一方主務省に於て注意を怠らざると共に他方には各地方官に移譲して之が、監視をなさしめ、発見次第夫々解散を命じ既に北海道の如き新開地に漸く蔓延せんとしつつありしものも殆ど全く一掃し竭したる如き有様にて、尚今後益監督を厳にし、此の種保険類似業の撲滅を計る方針なり」。

### Ⅲ. 大正時代

主務官庁は類似保険を見つけ次第潰す政策を展開した。しかし、潰す端から新しい類似保険が現われた。この間の経緯は大正も昭和戦前も同じであるが、煩を厭わず書き留めておく。

大正3年農商務省商工局長が警察部長会議で行った類似保険取締の注意によると、明治37年9月24日および明治42年2月2日の二度にわたり類似保険事業の取締りについて各地方庁へ通牒されたが、大正2年中に類似保険事業と認めて解散もしくは事業を廃止させたもの13件、刑事制裁を加えたもの2件、内意伺出に対し計画を中止させたもの4件、その他調査中または懸案中4件を数えた。これは農商務省が地方庁の報告等により「直接に処理したるものに止まり…近時の情勢を察するに全国を通ずるときは各種の名義の下に類似保険事業を經營するもの甚だ少なからざる」とみられた。特に「近時種々の技巧を弄し巧みに表面を仮装して裏面に於て類似保険の実を挙げんとするの傾向一給付金でなく非常貸付の形を取る」ものが現われた。免許を受けた会社

でも超過保険など各種「弊害」がみられ、「希くは現下の諸法規の下に於て取締り得べきものは充分警察上の取締を行はれんことを希望す」と〔時報T3.6.6〕。

同じく大正3年秋、第3回全国保険業者大会で以下のように「類似保険取締に関する建議」が行われた〔時報T3.10.13〕。

「類似保険の取締を嚴重にせられんことを建議す

理由 保険事業の發達は近來特に著しきを加えたれども之に伴ふて競争の弊を生じ殊に保険類似の事業を創始し無謀の計算不当の經營法を以て真正数理の上に基礎を有し其經營方法最も慎重穩健なる保険業と不正の競争を取てする傾向あり農商務省が先に警察部長會議に於て此種類似保険の取締に関し周到なる注意を述べ類似保険の方法性質等に付て説明を与えられたるは實に此点に考慮せられたるが爲にして茲に重ねて類似保険の跋扈及其弊害を喋々するの要なきが如し類似保険事業は一時之を取締るも忽ち解散しては復更に勃興し至る所の地方に於て害毒を逞ふするものなれば之が取締は一時に止まらず將來常に注意を忽にせず此弊害を根絶するに努められんことを取て希望する次第なり」。

しかし、追つても追つてもたかる蠅のように類似保険は消滅しなかつた。農商務省は大正3年に開業中または開業を企てていた類似保険21に解散を命じただけでなく、「今後…類似保険の撲滅を期する方針にて大正4年度よりは更に一層司法省とも協力して断固たる処置に出づべし」との決意を表明した〔大阪毎日T4.1.25〕。

農商務省商工局保険課による類似保険調査によると、明治42年に類似保険撲滅の方針を執つて以後に処分した「総類」は127社、その内大正3年4月に至る100社の種類は生命61社、火災21社、不幸に際せる救済を目的とするもの11社、その他7社。組織は株式16、合名8、合資及び組合講社68、その他8。処分の内訳は解散59社、定款変更5社、刑事処分により自然消滅したもの7社という状況であつた〔時報T4.7.20〕。同じ日の別の業界誌によると、類似保険は殆ど全滅したと農商務省保険課が述べた〔保険と銀行10-21,T4.7.20〕。

「農商務保険課にては一時頻々簇出せし類似保険事業の撲滅に全力を注ぎたる結果昨今に至りては殆ど全滅に近づきたるも尚地方官憲と協力して之れが一掃を期しつつあるが当局の取締嚴重を加へたる結果にや昨今同事業類似の共済会救済組合等にして予め監督官庁側の意向を問合せ来るもの多しと」。

大正4年に保険詐欺と類似保険の横行から農商務省は監督官を増員し会計検査を一層嚴密にする方針を表明し〔東京朝日T4.7.30〕、いくつかの類似保険会社に解散が命ぜられた。大正4年10月には栃木県上都賀郡鹿沼町の『晃南相互救済会』に解散が命ぜられ〔時報T4.10.13〕、岡山市弓の町165番地『岡山救済(資)』は「一種の生命保険事業を無免許にて営めるを以て保険業法違反として岡山区裁判所にて罰金500円の言渡を受けたるも不服にて控訴中の尨此程控訴棄却」された〔保険と銀行T4.10.20〕。大正5年3月大阪市に本社をおく『国民救済(資)』は「所謂一種の

類似保険事業なるを以て此程農商務大臣より解散の命を受けた」[時報T5.3.6]。同年5月熊本市の『肥後救済(資)』は「其の業務が類似保険なるの故を以て此の程農商務省より解散を命ぜられた」[時報T5.3.13]。大阪市に本店を置く『東洋救済貯金(株)』は「其業務が類似保険なるの故を以て先に農商務省より大阪府庁を経て解散を命ぜられたるが今回貯蓄銀行条例に準拠し純然たる貯蓄銀行に其の組織を変更し主務省に対して認可申請の手續に及びたりと云う」[時報T5.3.13]。新潟県にも多くの類似保険が残っていた。

「新潟県にては其筋より発する類似保険取締施行の趣旨に基き県に於ける同事業を調査したる所其数47の多きに達し、其内左記11の組合は解散する事となりたるも、爾余の36は今に類似保険事業を営みつつあるを以て昨今其解散方を論達中なりと。『共仁会』『新潟県慶産会』(以上新潟市)『新発田同情相互会』『中条共済会』『葛塚博愛会』『岡方建済会』『新発田共産会』(以上北蒲原郡)『下川西博善相互会』(以上古志郡)『村松長生会』(以上中蒲原郡)『枇杷島北越共済会』(以上刈羽郡)『六日市魚沼養老会』(以上南魚沼郡)」[中外商業T4.7.22]。

大正5年、新潟県の類似保険の残り26社に解散命令が発せられ、「同県下の保険類似業は之を以て全部撲滅したりと」高らかに宣言された[時報T5.11.6]。

北海道にも多くの類似会社があった。『函館毎日』は二度にわたり伝えている[函館毎日新聞T5.10.10]<sup>4)</sup>。類似保険は正統派保険会社がニーズを満たし得なかった階層や地域に生まれた。

「当区内に於て火災保険に類似する何々講又何々会と称するものを組織せるもの其数頗る多く逐年其数を増加し来れり、試みに何々講、何々会なるものの名称を掲ぐれば左の如し  
△協同講△救済講△同情講△一五会△協益積立講△函館火災救護会△共済講△保商会△互保会△保救会△保済会△保隣会△共愛講△救友会△共救講△共済会△此外名称不明なるも同業者より成るもの少なからず

以上を更に第一何々講、第二何々講とか甲、乙、丙とか二部にも三部にも区分しあるを以て一々此等を列挙せば其数50以上にも上るべく、此等の講員及び会員を通じて5千人の多数に上り契約高も通じて200万円の巨額に達し一ヶ年の掛金は約7万円なりと云ふ、此等の講又は会は火災保険に類似し保険業法に違反するものなりとて過般道庁長官より解散を命ぜられたれば講員、会員は大恐慌を惹起し各代表者は恵比須町事務所にて会合して善後策を講究したり其結果として道庁長官に対し陳情書を提出することとならんと云ふ、右類似保険の起源は明治40年大火後にして当時各火災保険会社は容易に保険を附せず之を附するも非常の高率にして到底中産以下のものに在りては契約する能はざるより類似保険方法を案出して講又は会を組織したるものありて其方法の如何にも中産以下の社会に適切なるものなるより漸次其数を増し来れるものなる由にて今俄かに解散せられんか此等の講員又は会員は非常の大打撃を被むるに至るべく当区に取りては由々しき大問題なりと唱ふるものあり」。

「当区内多数の火災救済を目的とする講又は会に対し解散を命ぜられたるは既報せるが右講又

は会の代表者等会合して善後策を協議し法律家の意見を徴したるも解散命令に対抗すべき相当の理由を見出さざるを以て結局解散するより外に途なかるべしと云ふに帰着したりと云ふ。

大正7年に農商務省は地方長官会議において「数多の注意事項を提示したるが保険類似事業取締に付ても注意する所」があった〔時報T7.5.27〕。ところが、お膝元の浅草区にあった『東京共済会』は「其目的とする營業の差支なきや否やを保險課に伺出でた」。

「(甲) 婚姻、縁組、長寿の祝賀、(乙) 出産、新築、改築、開業の祝賀、(丙) 誕生、児童入学、七五三、徴兵入營祝賀に付各団体を500名とし最初入会の際50銭を徴収し右祝賀ある毎に会員より15銭宛を徴収して50円限度の金員を給付するの組織にして右の内長寿、誕生、徴兵の分は性質全く保險事業にして無免許のものなるを以て實際是等の營業を行い居るとせば停止すべき旨当局より通知を發したりと」〔時報T7.6.13〕。

同年、広島が多聞院という寺院の信徒有志が組織した『遍照会』というのがあった。これは「全く保險類似にして保險業法第97条の規定即ち主務官庁の免許を受けずして保險業を営む者は1000円以下の罰金に処すと有るに抵触する」として禁止された。安芸郡牛田村日通寺『立正会』も同じく禁止された〔時報T7.6.13〕。事業の内容は不明である。

山口県の徳山市および県内数郡に大正7年の夏以来類似保險を営む者が続出し、農商務省が調査したところまぎれもなく類似保險であったから、「去る〔12月〕17日附を以て当該監督官たる県知事に之れが取締方を通牒」した。そして「若〔し〕其命令に服従せざるに於ては保險業法第97条の罰則を適用して1000円以下の罰金に処する外なし」との結論になった〔時報T7.12.20〕。

大正10年の東京に「生命保險或は火災保險の類似保險」が出現した。『共済火災保護会』と称した。珍しく定款が記録されているので引用しておく〔時報T10.4.6〕。

「▲趣旨 人生は安楽なかるべからず安定無き生活は無意味なり勞役を慰謝するは共済なり共済火災保護会之必要なる事は識者之言を俟ずして知るべき而当島も月に日に發展して今や戸数6000戸数えながら其種の共済保護無きは実に忽ざる次第なり金語に云う物窮すれば通ずと不肖等茲に因ずも諸君之賛成を得て共済保護会之組織をせんと計画する者なり其れは極めて容易く毎月各自金1円づつを積立て年末迄に12円を積立〔て〕会員に火災無き時は会之手数料として金1円50銭引き残金10円50銭を12月15日払戻す会員200名なる時は一人付50銭千名なる時は1名10銭之割合を以て共済保護料として引残金10円40銭を払戻す万一千人之会員之内より5名火災者ありたる時は50銭引其刷合せ会員一同にて共済し残価を払戻す然る時は12円迄に知らず知らず積たる金にて生活安定の一ともなり況や国民最生活に必要な貯蓄共済火災保護会なれば大方之君子奮て賛成を与えられん事を切望する次第なり

#### ▲定款

- 一、本会之名称の共済火災保護会と称し賛成の君子を以て組織す
- 二、本会に入会したる者は左之通り規定に従うものとす



- 三、本会は会員の共済親善を深くし且つ貯蓄心増進を望む
- 四、本会之事務所は壱時考案者方へ置き共済部之規定は左之通り定むる
- 五、全焼金 100 円、半焼金 50 円、ボヤ金 20 円、死亡等は世話人にて定むる
- 六、其他右規約に依らず天災事変災害に罹りたる時は発起者及幹事会合議之上出金共済する事あるべし但し右受金場合は何人なり共其に対する返礼なき事本会会長方へ端書を以て受納通知を差出すべし会長より月掛集金に渡し幹事及会員に之を示す死亡水害等は手数料の内より多少にかかわらず保護なす
- 七、本会員は出火の場合は勤めて現場に至り保護に当り自宅危険の場合は此限りに非ず其際は各自体面を保ち決して騷擾に亘らざる範囲にて事に当るべし本会の世話人は目印に提灯を持ち保護の為に家具取運び丁重に取扱破損致候様な事無〔き〕様注意すべし幹部は出火原因を知らせる事。」

保険業法施行後も類似保険はしぶとく生き残った。大正 11 年に粟津清亮は述べている<sup>5)</sup>。明治 33 年の保険業法以来、株式、相互会社以外には保険事業が禁止された。

「而も人生凡百の災厄に対する共同救済の簡易なる組織は常に到る処に需用を発見し、大規模保険業の補欠と遺利を目的とする企業者と、比較的幼稚なる地方民衆の迎合に由りて、各種の類似保険事業は恰も流行病の移転する如く日本全国に蔓延し、其大体の経路を追えば新潟、青森を経て北海道に進み、一方岩手、福島より埼玉千葉の諸県に入り、終には監督官庁の直下たる東京市内にも之を見るに至り、殊に近時に在りては産業組合法に基き信用組合として主として火災保険を営むの域に到り、之を等閑視せんか其害怖るべきものあらんとす」。

粟津は次の例を挙げたが、既出の会社が含まれる。

『会津育兒（資）』（明治 32 年 9 月創業、福島県若松市、資本金額 2000 円、生児養育資金の基本作成の周旋）。

『愛国救盛会社』（明治 36 年 6 月創業、新潟県中頸城郡有田村、結婚、学齢、出産、徴兵、養子、の事故に対し相互救済を目的とする共同者の結合）。

『共同救済会社』（創立年月日不明、千葉県香取郡佐原町、結婚慶賀、産児保育、死亡弔祭の費用を助くる共同救済）。創立について「不詳なれども（2）の愛国救盛と同一経営者に依りて行われたる事実あるを見れば之と同時又は稍晩れたるものならん」とある。

『房総博愛（株）』（創立明治 38 年 8 月、千葉県安房郡由基村、結婚、出生、養子縁組、児童の就学、男女の成年、戸主の退隠年齢及誕生の月日に共済金を給付すること）。

「以上の四会社は明治時代に属し、且人的保険の類似にして従て地方の小都会又は村落に少時の活動を試みたるに過ぎず、此種の会社は尚多数に存在したるが如きも予は只長蛇の片鱗を描けるのみ。…財産保険に属する火災保険の類似業務に至りては其性質地方的に非らずして寧ろ都会的たり、需用者の階級下級に非らずして寧ろ稍産を蓄ふる者なり、従て其活動も顕著にし

て其の影響する所も大ならざるべからず、依て少しく祥に其二三の組織を紹介せんと欲す」。

その一つが『火災保全家屋商品救済相互信用組合』（明治42年3月1日産業組合法に拠り東京府許可）で、「The Mutual Fire Gild なる看板は嘗て予が日本橋区域辺河岸附近を通行して一瞥喫驚したる所のものにして本会社は即ち之なり」。組合員の家屋倉庫商品が火事其他天災の為に損害を被りたる時再興資金を貸与するというものである。

『札幌同志救済会』について粟津清亮は、由来北海道は火災危険高く火災保険料も高率であったため、「火災類似保険の現出を見、表記組合の如きも其一に外ならず、本会は大正に入りて試案せられ、今尚其事業を継続しつつあるが如し」として、案内書及び規約からの抜粋を掲載し、結論として彼には珍しく好意的評価を下している。

「流石火災保険の普及発達したる所だけありて、方法の比較的合理的にして緻密なるを賞せざるべからず…真に保険の学理に通じ、資産上徳義上に信用ある人士が経営の任に当らば社会に貢献すべく有望なるものと思惟せらる」。

類似保険は依然として続いていた。かつてのブームは見られなかったとしても。大正14年農商務省は警視庁と協力して類似保険の取締を決めた [読売T14.4.26]。

「最近保険類似の事業を営むものが簇出する傾向があり新聞広告などでも屢々これを発見するが其方法としては多く組合員制度を取って会員は毎月掛金を払込み保険の目的たる事故発生の際には経営者は之に救済資金を貸与し、若し一定期間に於て事故発生せざる場合には掛金を払戻すという仕組で一種の無尽の変態とも観られる組織になっていて、救済資金は他日月賦返済することに形式上は規定されているが、実際に於ては救済資金の返済を期待することは殆ど不可能であって、会社としても救済資金は保険金の如く取扱ってこれが返済を取支計算外に置き其他に於て採算しているものであるから経済上及実質上からみれば純然たる保険事業であって、当然保険業法第97条の適用を愛くべきものである」。

ところで、この記事は、「保険類似事業の簇出する所以」は何も投機的動機だけではなく、正統派保険業の経営の反射であることを指摘している。

「過般の震災及び其以後に於て保険会社は兎角保険金を出し渋る傾向があつて種々なる難癖をつけて責任を回避している事実があるので実際に保険金を必要とする者は保険会社に保険契約をするのみでは不安であるとして、斯く相互救済組織の保険類似事業の許に走る傾向を生じたものである」。

かくして農商務省内にも「保険類似事業を保険事業と認めて免許を与えては如何という議も台頭しつつあるが、現在の保険業法の改正せられざる以上は、免許することは不可能であるから勢い巧に保険業法の裏を潜るものとして保険業法違反と看做し今後警視庁とも協力して嚴重に保険類似事業を取締ることになった」。

警視庁は「俄然」取締りに張り切った。ここに挙げられた東京の類似保険は、最終的に営業停

止に追い込まれる。以下、それに関する報道を列挙した。

「火災保険事業の有望なることが震災後特に見込まれ月掛け、相互、日掛け等と保険会に類似の組合が雨後の筈の如くに現れ、火災に恐怖を感じつつある府市民の膏血を絞って居るが、中には『資本金5千万円内務省認可』などの大看板や宣伝ビラを撒き保険会社同様の事業を装って居るが、之れに対し警視庁刑事部では保険部と連絡を執って内偵中であったがいよいよ9日一斉に検挙の手を広げ先ず大村一郎を社長とせる日本橋区蛸殻町 1-4 『日本災害共済社』現在4500名の加入者を有すを始め小寺謙吉を会長とせる資本金50万円の京橋区檜屋町 『簡易火災相互救済組合』及び日本橋蛸殻町関清英氏の『東京災害相互救済組合』等に及ぼし浅井恒其他各社の幹部を召致して前田智能犯係長の手で嚴重取調中であるが何れも保険業法違反で近く告発され中には詐欺罪の構成する者も多数あると」[時報T14.6.20]。

「近時東京市内で火災保険類似の営業を為すものがあり、過般日暮里の火災に際して保険金不払のため問題を惹起したことがあるが、日本災害共済会、簡易火災相互救済会、東京火災共済組合等が夫れで、これ等営業者は表面相互組織の組合の形態に依り災害に際しては加入者に救済交付金または貸付を成すもので、商工省の認可は勿論組合として内務省への届出未済の者さえあるので、火災保険会社の月曜会では五日之に付き協議の結果営業妨害嚴重取締方を商工省に陳情するに決定した」[大朝T14.10.8]。

「震災後簇出した保険類似業に対する取締に就ては予てから商工省が苦心していたが今般警視庁の手を経て左記の4会社に対して営業停止を命じた 東京災害相互救済会▽東京火災共済組合罹災救済会▽日本災害共済社▽簡易火災相互救済組合 尚商工省では此際類似保険の取締を徹底する為めに調査中であり近く日本相互保全株式会社他数社に対して営業停止を命じて不正保険業を撲滅することになると」[読売T15.2.3]。

### Ⅲ. 個別事例

#### 1. 門司火災救済組合

明治41年夏の『門司火災救済組合』は面白い事例である。折しも『保険銀行時報』の「曾根主幹」が中国九州地方巡視中に二人の発起人に会い、問答を交わした。まず、曾根主幹が設立趣旨を聞いたところ、「五会社の東京平均率10、大阪同6、福岡同6、神戸同7、岡山同7に対して独り門司の平均率を12となしたるは不当の甚しきものにて到底門司市民の堪える能はざる所なるを以て同組合を組織すべく決心せる次第なり」と答えた。これに対して主幹は次のように述べた。

「成程従来門司市に於いて火災の多からざりしは事実ならんも同港の創始は未だ以て古しと謂うべからざれば従来例を以て将来を推すべからず且つ同市は一般の道路狹隘なるのみならず家屋は土蔵建のもの少くして極めて密接し居り永住者も比較的多からず又た上水道の設備なきは勿論消防設備防火設備至って不完全なれば水道の設備消防防火の設備比較的完全にして家屋

に土蔵建のもの多く且つ道路の如きも門司の其れに比して幅広く是等総ての点に於いて優秀なる東京の10、大阪の6、神戸の7に対して門司の12なるは寧ろ低率なるやに思われざるにあらざり」。

曾根主幹はさらに論を進める。業界誌の主幹であるから、保険の専門家と見てよいのであろうが、発起人たちはむしろ面喰い、判断に迷ったのではないだろうか。

「組合の積立金が他日大火あるに際して救済の目的を達するに由なからんには果して之を如何にすべき従来火災保険会社に於いては契約の密集を忌むものなるに門司市民間に於いて組合を組織せん曉には救済の目的物は自ら密集せざるを得ずして其の危険や実に測るべからず短き過去の事例を基礎として救済組合を組織し以て永久なる将来に於ける不測の危険に対せんと欲するが如きは思わざるも亦た甚し」。

発起人は消防設備の不完全についてのみ答えた。

「門司市には石炭人夫至って多ければ一朝祝融氏の来襲に逢うも臨時之を消防夫に仕立てん事難からず」

主幹は追い討ちをかける。「消防夫の如きは一定の経験を有せざるべからざるものなるに臨時に石炭人夫に仕立てたりとて何等なす所ある能はざるや必然たり」。二氏は「之に対して亦た言う所あらざりき」であったという。なお、同市には水道敷設の計画があったようである。さらに末尾で次のように述べている [時報M41.7.20]。

「因みに記す下関市にても火災救済組合の計画ありとの噂ありたるも曾根主幹西下の節就いて聞く所に抛れば単に五六の家主が何れへか会合の折互に醸金して之を積立て置き以て不時の厄難に備えては如何と相談せし位に過ぎずとなり」。

2年後にこの門司火災組合の顛末が報じられている [時報M43.4.6]。

「去る [明治] 40年6月の交門司市に火災救済組合の設置を見んとしたることありしが其計画漫然たるものあり自然お流れに帰すべかりし模様なりしも其後遂に設立を見るに至り引て主務省の臨検となり果して類似保険の外に出でざるを以て又停止の余儀なき次第となりしが今回西田林之助森田辰次郎両氏外十数名の発起に出で資本金10万円を以て掲題会社を設立したりと云ふ最も門司市のため如何にしても其発達を希望し且此発企の寧ろ歓迎すべきものなきに非ざると雖も其発企者に果して成算あるや否や頗る疑問に属し敢て経営者の細心なる注意を要請せざらんばあるべからず」

先の二名の発起人はどうなったのか不明であり、またかれらの動機を窺い知ることもできない。多くの類似保険と同じく投機的動機によるものであったかも知れない。しかし、門司市民の間には火災保険への真実の需要があり、発起人たちはそれを充足するために真面目に保険会社の設立を考慮していたのかも知れない。いずれとも分らないが、筆者は類似保険のすべての事例を投機的動機と見ることには疑問を抱いている。

## 2. 市有物件共済も類似保険？

現在、公有物の保険を引き受ける共済団体がある<sup>6)</sup>。その中に「防災図書館」で有名な『全国市有物件災害共済会』がある。和気厚至論文によれば<sup>7)</sup>、明治40(1907)年に東京市の区部で小学校等の火災共済が始まり、昭和20(1945)年頃まで続いたが、これは規模も小さく「共済運動にはあまり大きなインパクトはなかった」。大正10(1921)年全国の町村長の会合が初めて開かれ、災害共済運動が始まった。昭和へ入っても市町村等の災害共済ニーズは衰えなかった。長い運動の後に昭和16(1941)年、町村会と損保会社の間で「町村有物火災保険特約」が結ばれた。終戦により一旦はこの制度は解体されたが、昭和23(1948)年、地方自治法に第263条の2が「強引に」挿入され<sup>8)</sup>、これを根拠法に共済制度が作られ、現在に至っている。

公共団体の間に共済ニーズが途絶えなかった理由は、一方では、災害対応の要望があり、他方では、財政窮乏のもとで料率が相対的に高い<sup>9)</sup>ことであり、民間保険業は料率面で自治体のニーズを充足し得なかった。反面、民間保険業界は保険業にとって危機になるとの理由で反対し、戦前の商工省、戦後の大蔵省はともに保険業法違反を理由にこの運動を圧迫してきた。この歴史を和気論文は次のように総括している<sup>10)</sup>。

「町村会の共済事業をやりたいという動きは三十数年にわたってあり、それに対する保険業界の抵抗という形が続き、ようやく戦後の混乱期に根拠法ができたわけです」。

地方公共団体の共済運動について史実を正確に跡付けることはできないが、若干の史料を掲げておく。明治41年に岡山市に火災保険市営計画があった〔時報M41.6.27〕<sup>11)</sup>。当時、岡山市内に進出した火災保険会社は4社、「市民の懸金」は年間3万円、一方、「会社の賠償額」は7.8千円であった。差額の「2万幾円の金を可憐ら大阪、横浜へ送り出すのは余り智恵がないといふ地方的感情」と、「岡山は昔から火事のない処で」あるから、市営であれば保険料率が安くなるという事情があった。もっとも、業法違反ではあるが、「市営の目的を貫徹せんと只管研究中だとのこと」。

明治42年に京都市で新しい動きがあった。これについても十分なデータがないので、関連史料を収録するに留めたい〔時報M42.2.27〕。

「既記京都市に於ける罹災填補基金に関する規定にして若し委員会立案通り実行されることとなれば市は区有建物(第2条)の罹災を保険するが如き結果に陥り明[ら]かに類似保険と見做さる始末となり当然保険業法違反の恐あり右に就き同地名譽職員の語る所左の如し

目下市の問題となり居れる罹災填補基金積立学区の建物迄共通する事となれば果して類似の保険業と云える事となるや否や学事通則の示す処に依れば学区なる者に財産の所有権ある者とも思われず公法人にもあらざれば私法人にもあらず随つて其学区債を募集するに当りても募集償還凡ての事は学区会の決議に依り学区に於て之を実行し居れるも表面の名義は市会の決議に依り市長之を行う事となれ居れり、然れども学区の経済は全く独立にして決して市費経済と混合す可き者にあらざる事も事実なれば此間の区別頗る不明瞭なり、左れば今日に於ける問題は

市に於て之を実行するが利益なりや否やと云うに在るも仮りに実行し得る者とし研究すれば火災保険に於て千分の五など云える高率なるが故に被保険に於ても自営など云觀念も起れども他日会社に於て又々競争にても開始し三分とし二分半とするが如き事ある場合經濟を異にせる幾多の学区と共通し居れば必ず其内には利害關係上追々離脱する者あるに至る可く其他種々困難の事情起り恐らく容易に実行する能はざる可し、然れども又一面より見れば曖昧なる今日の学区制度は早晚統一せざる可らざるは明なれば若し行われ得可き事とすれば先ず今日より共通の罹災填補基金制度の如き者を実行し漸次に統一するの一準備となすも又一策たるを失わず何れにしても先ず以て学区其考えより充分に研究し置く必要あり云々。

「仙台市有物件の火保契約問題一月曜会でも取扱兼ぬ」という記事が『保険日日通信』[S4.4.17]にみられる。

「火保月曜会では一昨 15 日正午から丸の内中央亭本店に於て定例会を開き目下紛擾を続けてゐる仙台市有物件契約に関する 10 社对他社との調停に付色々協議したるも何分其の紛争の内容に於て複雑し居る事であり且仙台所在の各社支店は殆んど独立的のもののみであつて東京に於ける支店より之れが指揮を為す事も不可能に在り直接各社の本店に於て裁決させなければならず夫れ丈け手数も要し面倒な問題でもあるので月曜会として之に何等働きかける権能も無い事となり結局北海道より帰京の途に在る三委員に調停委嘱の話も纏らず只此の事件に関して話し合つたのみで会は終つた、而して本事件は単に仙台の地方問題として片付くものでなく将来に渉る重大性を有してゐる事とて其の解決には一般各社が深甚の注意を払つて見てゐると共に之れが關係各社も亦十分慎重に且つ嚴肅なる態度を以て其の解決に當るべければ本問題は將に業界に向つて一大投石を為したものと成つて來た」。

### 3. 工場共済会

大正中葉に工場等に共済組合を設置することが増えたが、それらの社会福祉的な意義を認める一方、保険業法違反の類似事業ではないかとの疑いが表明された。これについても記事のみを掲載しておく。以下は、まず陸軍省の関連工場にその種の共済会が生まれたという記事である。

「近來各種労働者の救済組合各方面に組織せられて労働者の生活に安定を与えんとする傾向顯著なるものあり陸軍の如きも此風潮に刺激されて東京大阪の両砲兵工廠、被服糧秣兩廠、千住製絨所の雇員職工雇人全部より成る共済組合を設置する事となれるが其目的は組合員相互の救済に依る傷害保険、労働保険及び各人の貯金奨励を為すにあるものの如く目的に於ては他方面の共済組合と略ぼ其軌を一にせりという然も此種共済組合の簇生は所謂社会政策の上より見て頗る欣ぶべき現象なれども之を無制限に承認せんか必然的に保険業に影響を与え為めに其蒙るべき斯業の打撃は決して尠少なからざるべし然るに斯業者は此の傾向に対して何等の注意をも為さず宛として風馬牛の觀あるは果して賢明と稱し得べきか甚だ疑問なりと其当業者は語れり」

[保険日日通信T8.4.6]。

「近時の社会施設として最も顕著なるは各種の団体若くは組合に依りて互助的共済的の事業が夥しく企画せられ着々として実行を見つつある事なり是れ固より所謂社会政策的見地よりすれば世運の進歩せる結果にして誠に喜ぶべき傾向と言わざるべからず然れども其動機よりするも互助的若くは共済的性質よりするも其組織方法が保険業法に抵触すべき事必ずしも絶無とは做し難く保険業者としては此の点に関し大いに張耳飛目するの要あり例えば組合員の死亡に際しては抛金高に依りて巨額の弔慰金或は遺族扶助料を贈ると言うが如きは確かに保険業の一部と見るを至当とす然るに政府は一方に於て類似保険を嚴重に取締り居れるに拘らず之等共済互助組合に対しては宛として風馬牛の觀あるのみならず寧ろ奨励の気味あり蓋し此の如きは所謂社会政策てふ美辭に拘泥せる結果に外ならず何れにしても之等近時の風潮に対しては保険業者も微細なる警戒注意を要せんかと其当業者は語れり」[保険日日T8.4.23]。

「東京府の企画に係る工場懇話会主査委員会は 14 日府庁に於て標準規則案を協議し工場員の救済金を 9 種に定めたり即ち傷害疾病給与金、産婦給与金、特別救済給与金、救済貸付金、死亡給与金、疾病及老衰退職給与金、脱退給与金、勤続給与金なるが我国に未だ労働保険の実現を見ざる今日なれば機宜の企画なる事勿論なれども吾人が屢々論ぜるが如く之を一種の類似保険制度と見るも決して不当ならず由来が一方に於て保険類似の事業を極力厳禁しながら他方に於ては斯る右の如き各種の共済互助計画実行を黙認するは聊か矛盾不徹底の嫌あり蓋し所謂社会政策云々の美辭に囚われて此の撞着に無関心なる事を証明するものと言わざるべからずと某保険業者は語れり」[保険日日T8.5.16]。

#### IV. 昭和戦前の類似保険

昭和早々に次の記事が掲載されている。再びか三度かそれ以上かは分らないが、またゾロ類似保険の取締が問題になってきた [読売S2.12.21]。

「損害保険制度調査会第一特別委員会は20日午後1時半から商工省に開会 松本、原、多羅尾、森、中松の各委員出席『類似保険』について審議を続け左の如き『再保険制度』に関しては審議未了のまま4時半散会した 一火災保険は類似保険として禁制範囲を広くし成るべく一般保険事業の経営に依らしむること 二類似保険の取締を一層有効ならしむる立法上の手段を採ること」。

翌昭和3年、「数年前の商工省の大鉄槌によって一時跡を絶った」筈の類似保険が全国的に出現していると報じられた [読売S3.3.13]。

「最近又もや全国各地に簇生するに至り保険会社の契約募集を益々困難にするのみならず不完全なる組織により契約者に損害を与えること多くその弊害漸く顕著なるものあり」。

その種類は生命保険はもとより各種損害保険にわたり、新種保険である自動車保険も東京大阪

の二大都市に類似保険があり、「殊に東北、北海道地方の火災保険、瀬戸内海沿岸地方に於ける船舶保険の類似行為は大々的に行われている模様で」であった。その被害を訴える者が多くなってきたので、商工省当局もその取締りの必要を痛感していた。ところが、保険業法には「主務大臣の認可を得るに非ざれば保険業を営むを得ず」という項目と、「違反者は5千円以下の罰金に処す」という項目の二つがあるのみで、「頗る不完全にして最も必要なる解散を命令する機能すら持っていない」。そこで、保険業法を改正して徹底的に取締りの実を挙げることが「緊要」と叫ばれている。最後に次のように指摘している。

「尚取締りに就いては絶えず係官を地方へ派遣して監督する必要があるのでその費用も問題になっている、而して保険部では取敢ず各地方庁へ依頼して徹底的に調査を行う模様であるから類似保険に対しては近く再び大鉄槌が下されるものと観られている」。

当局の強硬姿勢をあざ笑うかのように同じ昭和3年「又々大阪市に『日本互助協会』という火災保険類似業が現われた [時報S3.8.27]」。

「住所不定で元某動産 [保険会社] の外務員たりし人が現行保険 [業] 法の不備に付け込み」組織したもので、別人を会長とし「他に三名の重役として400円を出資せしめ、大阪市内に一カ年1円の掛金にて焼失の際は1,000円の保険金を支払うと云う簡易保険のようなものを盛に行っていたが、之によって害を被ったものは目下判明せるものが1,000名近くもあり、其金額も千数十円に昇っている様である」。

粟津清亮は昭和3年の論文において、北海道における「最近の火災保険類似事業に就て」報告した<sup>12)</sup>。その中には、先に紹介した札幌同志救済会は火災保険目的が余りに明瞭であり、類似保険として処置されたことに鑑み、現在は「表面上其目的を広く且つ曖昧にして事実上小口火災保険を営みつつある」と指摘している。この他に『勤儉貯蓄会』『互益会』『共益会』を紹介した。

同じ年に東京、横浜、大阪について以下のように報道されている。

「最近東京府及び横浜市等で、生命火災の保険類似業の跋扈甚だしく中には知名の士を賛助員として大規模の下に堂々営業する者も大体会員組織にしては各会員から40銭ないし50銭を徴収し、万一死亡、出火の場合は100円の見舞金を贈るのであるが、多くは害毒を流すものであるから類似保険業は従来も各地にあって真の保険事業発達の上に少なからぬ迷惑をかけていたが、商工省では之等類似保険業等を解散処分へ附すべき旨去る16日警視庁に伝えたので近く一掃されるであろう。因に槍玉に上る会名並に所在地は左の如くである。

『東京共助会』(東京府横浜市)『大日本火災共助会』(東京府、横浜市)『帝国火災相互救済会』(東京府)『(資)帝国相互共済会』(全国)『荏原共済会』(東京府)『東京共済会』(東京府)『日本自助会』(東京府)『昭和商工革新会』(東京府)『東京相互共済会』(東京府)『大日本相互共済会』(東京府)『日本共慰会』(東京府)」[時報S3.10.20]。

「商工省では昨年10月東京大阪に於ける保険類似業者11組合の解散処分方を警視庁に申し



たが未だ十分に其目的を達することが出来ず其の後も継続して類似業務を行うものが少なくなく現に東京本所区に本部を置く日本相互共済会では今回名古屋に支所を置き手広く会員の募集に着手した如き事実もあるので商工省では之等組合の徹底的掃蕩を図るために近く警視庁と協議する由であるから愈々全国各地に巢を喰う保険類似の不正業者の大掃蕩が行われるであろうと」[保険日日S4.3.8]。

『日本相互共済会』は東京本所区に本部をおいたが、「這般名古屋に支部を置き会員募集がある」とのことで、「商工省ではこれ等組合の徹底的に掃蕩すべく近々警視庁に移牒する筈である」[時報S4.3.13]。昭和4年6月末に警視庁は日本相互共済会に対し「保険類似取締上から突然営業閉鎖を命じた」[保険日日S4.6.28]。

昭和5年末、東京浅草に『社会研究共助救済会』が組織され、「当局及び警視庁に対し諒解を求めて来た」。これは「会員が不慮の災害疾病等に罹った場合規約に基き援助せんとするもので其れには会費として名誉会員5円、特助会員3円、特別会員1円、正会員50銭等に分ち而して以上会員中火災に全焼した場合は50円、半焼及び火災の場合には10円を見舞金に贈呈し、病気の場合は医師を派出せしめ万一会員及び家族の死亡には10円と特別香料5円を贈ると云う仕組であって共存共助を目的とする組合」であった。当局は「目下嚴重調査中」であった[保険日日S5.12.6]。

昭和前半では、昭和5年4月6日『読売新聞』の見出し「近年簇出した類似保険へ鉄槌・弊害続出に鑑みて主務省調査に着手」のように、勇ましい見出しの記事が眼につく。

「商工省では本春来、生命保険協会から建議した各地方に於ける類似保険の調査について着々取調べつつあったが、この程漸やく一通りの調査も完了したので改めて之れが対策について省議を開き協議をした結果

今回の調査による全国各地に於ける類似保険の跳梁の激しいところは、東京を始め、大阪、京都、名古屋、神戸の五大都市を始め、北海道、朝鮮等が甚しいによって調査報告に基いて各地警察と連絡をとって根絶に取り掛かりたい。

と云うことになったが、一方民間保険会社では類似保険の続出するのは一に現在の保険業法の不備によるものであるとなし、速かに商工当局に於て之れが改正を断行しより以上の取締及び監督方法を講ずべきであると云う意見が強調されるに至ったので、協会としても即時之れが具体案を作製して建議する様になるのではないかと」[保険新聞S4.7.10]。

「類似保険の撲滅に対しては数年前主務当局が力を注いで一時その跡を絶ったが其後漸次に発生して最近に至っては其数を増加し瀬戸内海沿岸に於ける船舶海上保険を始めとして火災類似保険生命類似保険等が各地に公然と行われてその弊害が顕著となつて来たが一方各保険会社は不景気の影響を受けて経営困難を加えている際とてこの類似保険に保険の領域を蚕食されることを考慮し主務省に対してその取締り方を陳情するものが多いので主務当局も棄てて置けない立場になっているから何れ断乎たる処置が講ぜられ類似保険は近き将来に再び撲滅の運命に逢

着するものと観られている」[読売S4.9.4]。

「共助会と称するものは近來東京市内各所に存在する保険類似の団体であって名称も各種に異なっているも要するに会員から一定の掛金（会費）を納付せしめて火災に遭遇したる場合に見舞金を交付するものである、規模即ち会員数の相当に大なるものあって罹災の際の見舞金の交付も比較的円満完全に行われているようであるが固々非合法的のものであるだけに其の不安定不確実さは想像に難からぬものである、斯かる団体に加盟する人々は多く未だ保険業を正解せざる人々であり一般に保険会社との保険契約を面倒に考えている人々である為めに斯かる会の発達は結局保険会社の事業普及を阻害するは勿論同団体に於て見舞金支払に支障あるが如きを見れば延て保険会社も斯かるものなるべしとの危惧を懐かしむるの憂いあるものである、依つて保険会社は斯かる団体の存在は之れを假借なく膺懲壊滅を期するには商工省乃至警視庁に委嘱する外はないが一面斯かる団体の存在は保険会社が被保険者に対する態度に於て不完全なるものある事を物語るものであれば其の欠陥の何れに在るやを三省して会社側は斯かる団体の発生する余地なからしむべく努力する事が肝要である」[保険日日S6.9.6]。

「最近火災保険類似の事業が勃興し且つ是れを営業としているものさえ頻出して来たので火災保険業者は多大の脅威を感じ来つたようである。大きい処では市町村が共済会の形で自家保険を営んでいるものであり小さい処では会員組織にして低額の加入金で低額の見舞金（保険金に該当）を支払う仕組のものもある、何れにしても其の組織方法が幾分異なり名目が違つてはいるが實質は純然たる保険事業そのものである。主務省商工省の保険部が是等の状況は既に知悉しているのであるが是れが取締は少しも有効的のものがなく且つ実施されていないようである。他面警察署側でも敢て積極的に之を取締ろうとしないのはどういう訳であろうか。兎角自治体、公共団体の行う事に関しては一般民業の圧迫になる事でも各主務官庁は是れを黙過し取締規則があるとしても之れは頗る寛大に扱われている組合という組織の下に行われている事業も亦各種とも其の取締方面は寛大に過ぎてはいないかと思われるものが多い。民間事業は直に夫れに課税され其の納付金によって自治体等も支持されるのであり乍ら民間事業の圧迫になる事でも官公団体の事業となれば看過され勝ちに在る事は民間事業家として堪え難い処ではないか。保険事業の如き公共的な社会政策味のある事業で火災保険業の如き極めて利益の挙げ難い事業経営者に向つては特に為政者側では其の保護扶育に意を用いてよい訳ではないか。営利事業であつたとしても国民生活との関係其の営業の実情に徴しての為政者の手加減は最も必要なものではないか。主務省を初め取締に任ずる各官庁では火災保険事業の実情が十分に認識されていないによって斯く保険類似業の取締が寛大過ぎるのではないか民間業者は対策攻究の要があろう」[保険日日S7.5.28]。

当局は強気に取締を励行していたようであるが、類似保険は一掃できなかつたようである。以下の記事は、類似保険がいかに猖獗を極めていたかを示している。

「昨今保険業法の裏を行く類似保険は逐日増大傾向を示し、警視庁管下だけでも二、三百の多きを算し、更らに之を全国的に観る場合は、数千と云う膨大な数に達するに至っている。商工省当局も斯くの如き類似保険の激増振りに殆んど困り抜いているが、結局漠然と之は保険業法に抵触するのであるとして、警視庁又は府警察の手により取締っているが、取締っている矢先から殖えて来るので、今や右問題は、地方的問題でなくして、速かに政府が乗り出して、積極的に解決策を講ぜざる限り、遂には収捨のつかざる事態を惹起せしめる虞れなしとしない状況に迄進展するに至ってしまった。

そこで商工省損害保険課では、如何する事が一番最良の方策であるかを篤と考究中ではあるが結局本問題解決の捷徑は、商工省令による取締法規を制定し、何処迄を類似保険の限界であるかを明示し、その指針に従って取締ることが最善の方策だと云うに意見の一致を見たものの如く、更らに正式に部議を練った上、具体的な形で之れを表現せんとしている」[時報S 8.10.26]。取り締まっても取り締まっても類似保険が絶えることはなかった。検事鹿又文雄の報告書には次のようにある。

「労働組合消費購買販売組合信用組合等の相互扶助思想発達の所産として生れたる災害共済組合の一部に類似保険組織なるものあり、保険業法に抵触するものなるを以て当局に於ては発見次第之が解散を命じ嚴重に其の発生を取締れるも年々その数を増加し昭和8年の如きは東京市内に於て処分したるもの10 全国に互りて4回の多数に上りたり。其の最完備したるものの典型的なるは『東京共助会』『同第二共助会』なり」<sup>13)</sup>。

鹿又文雄は、類似保険が放火を誘発することを警告している。これらの類似保険では、会員は毎月65銭の会費を支払い、火災のときに1000円を限度に見舞金を得るという「誠に簡単便利なる組織」である。そのために「之に加入するもの頗る多く昭和5年乃至7年に亘り此の見舞金を得んがために放火をなしたるもの多数に上り犯罪を誘発せしめたること真に少なからざりき。斯くの如き見舞金名下に一種簡易の火災保険をなす組織のもの各都市に於て相当潜在せるものと認めらる」。

## V. まとめ

以上述べてきた類似保険は、通常の「保険」と異なり、確率論的要素の全くない、いわゆる賦課方式によるものである。それ故、方法として原始的であり、「保険」とは似ても似つかぬ存在で、「類似」保険と呼ばれる所以である。

本文の記述から、明治33年の保険業法は類似保険の撲滅には殆んど役に立たなかったことが明らかであろう。業法の監督の網が被せられたのは株式会社と相互会社だけであり、それ以外の経営形態は網の目から零れ落ちた。各種の類似保険が全国いたる所に叢生し、その度にもぐら叩きのように農商務省（のち商工省）が警察や地方当局と協力しつつ撲滅を図った。これらの取締り

の多くは、商法第 67 条の「公安を害する」との根拠で行われたのであり、保険業法違反としてではなかった。

明治 33（1900）年 7 月から昭和 10（1935）年までの 36 年間に、筆者が知ることできた類似保険会社等の名称は、18 道府県にわたり 96 を数えた。最多は東京で 29、次いで北海道 22、新潟 12、大阪 10 であった。但し、「新潟県の類似保険 47」のうち名称が分かるのは 11 であり [中外商業 T 4.7.22]、「函館区の類似保険は 50 以上」のうち名称判明は 20 足らずであり [函館毎日 T 5.10.10]、昭和 8 年には「警視庁管下だけで 2~300、全国で数千」と伝えられたから [時報 S 8.10.26]、実数ははるかに多かったと推測される。また、名称が分かっただけで、経営の実態などはよく分からない会社が少なくない。おそらく、地方紙などの資料を丹念にあざれば、多くの興味深い事実が明らかになるであろう。

以上から類似保険問題に保険監督当局も保険業界も悩まされ続けたことが明らかである。半面、こうした原始的な存在でなく、それなりの根拠を持つ公有物件共済や工場共済会も類似保険扱いされてきた。その姿勢は戦後も続き、大型の共済を業法外の存在として遇した。さらに無認可共済が叢生し、今は「ミニ共済」としてやっと公認された。

さて、次の、そして最後の問題は、なぜ、類似保険がかくも長い間続いてきたのか、ということである。

#### 引用文献、および注

- 1) 笠原長寿「組合保険問題について—日本における保険資本の形成とその展開過程に対する研究の一節として」明治大学『商研年報』3,1958.1；笠原長寿遺稿集刊行会編『共同組合論集—笠原長寿遺稿集』共済保険研究会,1982,pp.27-74
- 2) 『本邦生命保険業史』p.116
- 3) 東叢生命については『香川新報』が刻々と情勢を報じた。「東叢生命保険会社前社長に破産申請」[M 36.9.16]；「東叢生命保険合資会社と橋本前社長」[明 36.9.18]；「東叢生命保険合資会社と橋本前社長(続)」[M36.9.23]；「東叢生命保険会社破産の申請を受く」[明 36.10.10]；「東叢生命の内容◇破産申請の裏面」[M36.10.23]；「東叢生命の営業停止」[M36.10.31]
- 4) 『函館毎日新聞』の続報「火災講泣寝入」[T 5.10.13]。北海道については『保険銀行時報』「北海道の類似保険」[T 5.8.20]、「北海類似保険禁止」[T 5.10.13]、「北海道類似保険解散」[T 6.6.13] および『保険と銀行』「北海道類似保険禁止」「類似保険の撲滅と保険業」[11-35,T 5.12.10]
- 5) 粟津清涼「火災保険類似事業の公行」大正 11.1.1『保険銀行通信』『粟津博士論集(5)』1928
- 6) 地方自治法を根拠法とする総務省管轄の共済団体。(財)都道府県会館災害共済部(昭和 27 年 4 月)、(社)全国市有物件災害共済会、(財)全国自治協会町村有物件災害共済部(S 11.5.9)、(財)特別区協議会特別区有物件災害共済事業(S26.3.29)、(社)全国公営住宅火災共済機構(S25.3.31 設立)。
- 7) 和気厚至「全国市有物件災害共済会の現状と課題」『共済と保険』1986.5,pp.15-34、松田信治「和気報告についてのコメント」pp.35-36

- 8) 現行規定は以下の通り。「普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る相互救済事業を行うことができる。〔2 及び 3 省略〕 4 第 1 項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）は、これを適用しない」。
- 9) 和気前掲稿によると、昭和 16 年の特約方式の下では「4~6 割の割引料率」が使われた。戦後直ぐに特約再開を申入れた時に損保側は 10%引きであれば引き受けてもよいと回答したという。松田信治はコメントの中で「大雑把にいうと建物の掛金率は損保の 10 分の 1、自動車は 2 分の 1 前後を指向しているように思われる。すなわち、超優良物件の集りという事ができよう」と述べている。
- 10) 同上,p.19
- 11) 『保険銀行時報』明治 41.6.27「岡山市に於ける火災保険市営の計画」
- 12) 粟津清亮「最近の火災保険類似事業に就て」『保険学雑誌』318,昭和 3.9,pp.52-63
- 13) 鹿又文雄「放火犯の实际的考察」『司法研究』第 19 輯,報告書集 14,昭和 10 年,p.784